

令和 8 年度林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部 技能講習 安全衛生教育等実施予定表(第 1 回 変更)

令和 8 年 3 月 19 日現在

講習種類	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業主任者 技能講習	木材加工用機械作業							5日 ~6日					
	はい作業							28日 ~29日					3日 ~4日
特別教育 (法定)	伐木造材作業 (チェーンソー)		11日 ~13日	8日 ~10日	21日 ~23日		28日 ~30日	13日 ~15日			27日 ~29日	15日 ~17日	
	機械集材装置の 運転業務						7日 ~8日						
	車両系木材伐出機械 「走行集材機械」				6日 ~7日								
	車両系木材伐出機械 「伐木等機械」					3日 ~4日							
	車両系木材伐出機械 「簡易架線集材装置」					17日 ~18日							
その他 講習	刈払機作業 安全衛生教育	20日	27日	24日	15日	27日		20日					
	荷役運搬等はい作業 従事者安全衛生教育						18日						
	造林作業指揮者等 安全衛生教育				30日								
	チェーンソーを用いて伐木等 業務従事者再教育						2日						

注) 1.日程の変更がある場合は、群馬県木材組合連合会ホームページの林災防講習会予定表に掲載します。

2.受講募集は、開催30日前頃に(一社)群馬県木材組合連合会のHPの林災防講習会に掲載します。

※車両系木材伐出機械及び機械集材装置の実技講習については、受講者数により、実施日が1日~3日間になる場合があります。

(受講日は調整します)

【変更内容】 1) 伐木造材作業(チェーンソー)及び機械集材装置の運転業務の9月講習会日を変更しました。

R8.3.19

令和8年度 講習会受講料等について

区 分	講 習 名		受 講 料		
			会 員	会 員 外	会 員 外 (県 外)
特別教育	伐木等(チェーンソー作業)の業務		23,000	25,000	
	機械集材装置運転業務		44,100	47,100	49,100
	車両系木材伐出機械	伐木等機械の運転業務	77,400	80,400	82,400
		走行集材機械の運転業務	61,700	64,700	66,700
		簡易架線集材の運転業務	77,000	80,000	82,000
安全衛生教育	刈払機取扱作業者に対する		13,000	15,000	
	荷役運搬等はい作業従事者		11,000	13,000	
	造林作業指揮者等		11,000	13,000	
	チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者再教育(通常)		9,000	11,000	
	チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者再教育(補助助成)		6,000	6,000	
技能講習	木材加工用機械主任者技能講習		※20,000	20,000	
	はい作業主任者技能講習		※12,000	12,000	
修了証再発行			1,500	2,000	

※ 1会員が技能講習を受講した場合、「支部強化推進対策事業」として、一人2,000円の助成をする。

2. 県外の「機械集材装置運転業務」及び「車両系木材伐出機械」受講者は、会員受講料+5000円とする。